

青森県立黒石高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月 1日制定
平成30年4月 1日改正
平成30年7月23日改正
令和 8年4月 1日改正

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の大切な人格や気持ちを深く傷つける行為であり、決して許されるものではありません。いじめによって、生徒が安心して学ぶ権利が損なわれ、心や体の健やかな成長、人格の形成に大きな影響を与えることがあります。また、場合によっては、生命や身体に危険が及ぶ恐れもあります。

本校では、「誠実・敬愛・健康」という校訓のもと、生徒一人一人が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に取り組みます。そのために、日常の指導體制を整え、いじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめの疑われる場合には、適切かつ速やかに対応し、解決を図ります。

本方針はより実効性のあるものとするため、本校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行いながら、継続的に運用していくものとします。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が互いに理解しあい、生命や人権を尊重して、誰もがいじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行う。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護・救済し、安全・安心を保障することが特に重要であることを認識しつつ、必要に応じて、県、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者と連携しながら、いじめの問題を克服する。

2 いじめの定義及び具体化の観点

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 囲みの部分はいじめ防止対策推進法からの抜粋による。（以下同じ。）

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行うものであり、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。
- (2) いじめの認知は、いじめ防止対策推進法第22条に従い、本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止委員会」という。）で行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (5) いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。
- (6) 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。
- ・冷やかしやからかい（いじりも含む）、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・SNS上で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、早期に警察へ相談することが必要なもの、また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるものが含まれる。これらについては、教育的配慮及びいじめを受けた生徒の意向に十分配慮した上で、関係機関と連携し、必要に応じて速やかに警察への相談や通報を行うものとする。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。
- 仲間はずれや無視、陰口などの「暴力を伴わないいじめ」について、多くの生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなることがある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- ア 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである」という共通認識を持ち、常に全ての生徒を見守っていく。
- イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すとともに、生徒に豊かな情操や道徳心を培い、生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、いじめ問題を自分のこととして考え、関わっていこうとする態度を身に付けさせるため、関係者が一体となった継続的な取組を行う。
- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- エ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

オ 「いじめは絶対に許されない」行為であるという共通認識を持ち、その対策には学校が一体となって取り組んでいく。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン 別紙1

ウ いじめを受けている生徒がいじめを訴えやすい体制を整える必要がある。このため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、早期発見に努めるとともに、必要に応じて、家庭及び地域と連携して生徒を見守る。

教室・家庭でのサイン 別紙2

エ 相談体制の整備

- ① 相談窓口（保健相談部）の開設及び周知
- ② 面談の定期的実施（4月、8月、1月）

オ 定期的調査の実施

- ① いじめ相談アンケートの実施（6月、11月、2月）

カ 情報の共有

- ① 報告経路の明示・報告の徹底
- ② 職員会議等での情報共有
- ③ 要配慮生徒の実態把握
- ④ 進級時の引継ぎの徹底

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、組織的な対応を行う。また、必要に応じて家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。

また、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めるとともに、学校として組織的な対応ができる体制を整えておく。

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。

- ・ いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は懲戒を加える。

ウ 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を身に付けさせる。

- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(4) 家庭との連携について

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して親身になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 事案によっては、管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(5) 関係機関との連携

学校だけでの解決が困難な場合には、県教育委員会等の関係機関との連携を行う。

ア 県教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

オ 法務局等の人権擁護機関との連携

カ 教育相談の実施

- ・医療機関などの専門機関や学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知

5 いじめ防止の指導体制・組織的対応について

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別紙3のとおりとする。

(2) 重大事態への組織的対応

いじめの疑いがあった場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を別紙4のとおりとする。

6 いじめの予防のための取組等について

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

(1) 学習指導の充実

- ・規範意識、帰属意識をお互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実
- ・生徒会活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（4月、8月、1月）
- ・相談窓口の開設及び周知

(4) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・情報モラル教室の実施

(5) 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

(6) 校内研修の計画及び実施等

- ・いじめ防止等のための対策に関する研修の計画及び実施
- ・その他、いじめ防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置

7 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

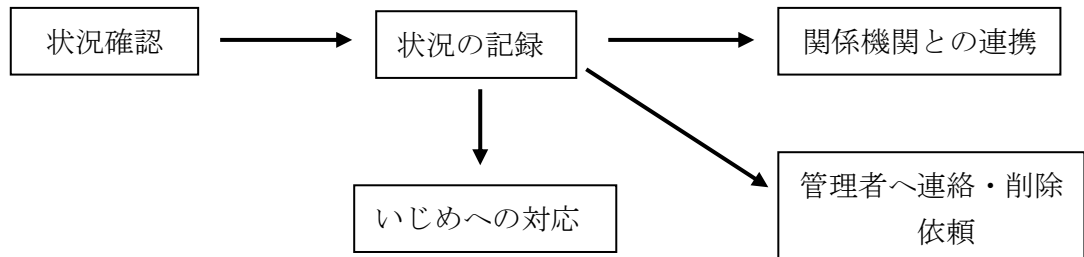
文字や画像・動画を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報掲載する、ネット上で作成したグループから排除するなどがネットいじめであり、犯罪行為となるものもある。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング設定の推奨
- ・保護者の見守り

- イ 情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ウ ネット社会についての講話の実施
 - ・情報モラル教室の実施
- (3) ネットいじめへの対処
 - ア ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
 - イ 不当な書き込みへの対処



8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ防止委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ防止委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

9 重大事態への対応について

- (1) 重大事態となる案件とは、いじめ防止対策推進法第28条1項の各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめをいう。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

ウ 生徒や保護者から、重大な被害が生じたという申立てがあった時。

エ 上記以外の事案について、学校として重大事態に対処する必要があると判断したもの。

(2) 重大事態の報告・調査協力

学校は、重大事態が発生した場合、速やかにその旨を県教育委員会に報告するとともに、学校が主体となって情報を収集し事実関係の把握を行い、事態の解決に努める。なお、事案によっては県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に対応する。

(3) 調査を行うための組織

学校は当該重大事態に係わる調査を行うため、速やかにいじめ対策委員会を開く。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア いつ(いつ頃から)【時期】

イ 誰から行われ【当事者】

ウ どのような内容であったか【内容】

エ いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか【背景】

オ 学校・教職員がどのように対応したか【対応】

(5) 調査結果の提供及び報告

当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、適時・適切な方法で経過報告を行うものとする。

10 いじめに関する評価項目および見直し

本いじめ防止基本方針に基づく取り組み状況を、下記の項目により取り組み状況及び達成状況を評価する。そして評価結果を踏まえ、学校の取り組み状況の改善を図る。また、見直しに関してはいじめ防止委員会が中心となって定期的に点検し、いじめ防止専門員等のアドバイスを受けながら必要に応じて見直しを図るものとする。

(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

ア 学校いじめ防止基本方針の内容や学校対策の存在が周知されている。

イ 相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されている。

ウ 年間を通して、いじめ防止の取り組みが実施されている。

(2) 早期発見・事案対処の手立て

ア 定期的または必要に応じたアンケートを実施している。

イ 個人面談や保護者面談を実施している。

ウ いじめ事案の対処が適切に行われている。

(3) 教員の資質向上

いじめに関する校内研修を複数回実施している。

別紙1

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さない。

(1) 登校時・朝のSHR

- ア 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- イ 教職員と視線が合わず、うつむいている。
- ウ 体調不良を訴える。
- エ 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。
- オ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。

(2) 授業中

- ア 保健室・トイレに行くようになる。
- イ 教材等の忘れ物が目立つ。
- ウ 机周りが散乱している。
- エ 決められた座席と異なる席に着いている。
- オ 教科書・ノートに汚れがある。
- カ 突然個人名が出される。

(3) 休み時間等

- ア 弁当にいたずらをされる。
- イ 昼食を教室の自分の席で食べない。
- ウ 用のない場所にいることが多い。
- エ ふざけ合っているが表情がさえない。
- オ 衣服が汚れたりしている。
- カ 一人で清掃している。

(4) 放課後等

- ア 慌てて下校する。又は、用もないのに学校に残っている。
- イ 持ち物が無くなったり、持ち物にいたずらされる。
- ウ 一人で部活動等の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- (1) 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- (2) ある生徒だけ、周囲が異常に気を遣っている。
- (3) 教職員が近付くと、不自然に分散したりする。
- (4) 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

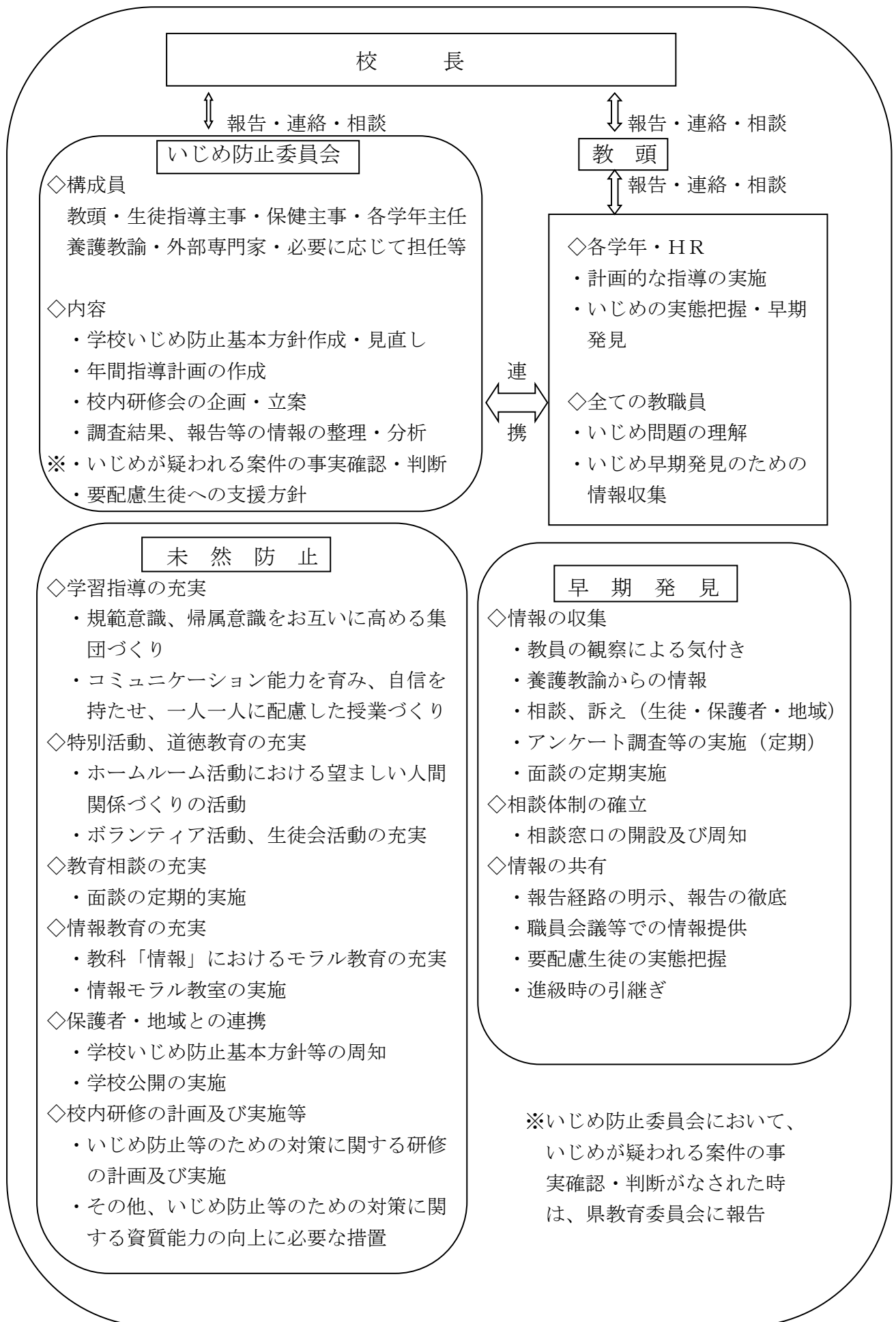
教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- (1) 嫌なあだ名が聞こえる。
- (2) 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- (3) 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- (4) 筆記用具等の貸し借りが多い。
- (5) 壁にいたずら、落書きがある。
- (6) 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

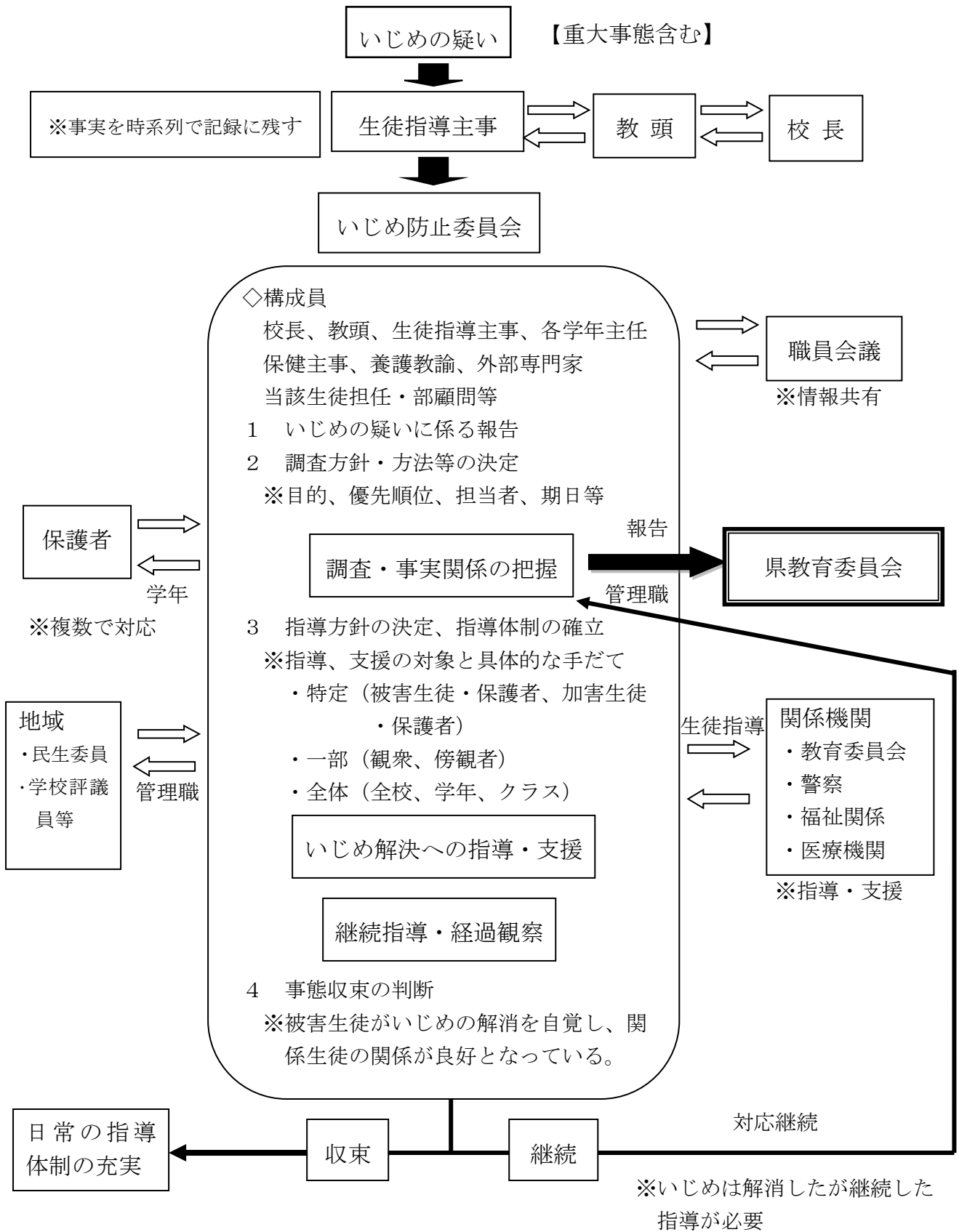
2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連絡が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- (1) 学校や友人のことを話さなくなる。
- (2) 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- (3) 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- (4) 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- (5) 受信したメール等をこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- (6) 不審な電話やメール等があったりする。
- (7) 遊ぶ友達が急に変わる。
- (8) 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- (9) 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- (10) 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- (11) 登校時刻になると体調不良を訴える。
- (12) 食欲不振・不眠を訴える。
- (13) 学習時間が減る。
- (14) 成績が下がる。
- (15) 持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- (16) 自転車がよくパンクする。
- (17) 家庭の品物、金銭が無くなる。
- (18) 大きな額の金銭を欲しがる。



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



黒石高校いじめ防止年間計画

時期	実施内容等	備考
4月	○学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解 ○ホームルーム活動（人間関係づくり、クラスのルールづくり）	職員会議
	○生徒への「いじめ防止対策」説明及び啓発 ○個人面談 ○第1回いじめ防止委員会	始業式、各クラス
5月	○ホームルーム活動（いじめを考える・クラス目標の作成） ○第1回学校運営協議会	
6月	○第1回いじめアンケートの実施・集計 ○第2回いじめ防止委員会	
7月	○生徒への「いじめ防止」啓発 ○保護者面談	終業式
8月	○生徒への「いじめ防止」啓発 ○個人面談	始業式
9月	○個人面談	
10月	○第2回いじめアンケートの実施・集計 ○第3回いじめ防止委員会	
11月	○生徒会生徒による挨拶運動 ○第2回学校運営協議会	生徒会
12月	○生徒への「いじめ防止」啓発	終業式
1月	○生徒への「いじめ防止」啓発 ○教員による学校評価 ○学校いじめ防止基本方針の見直し ○個人面談	始業式
2月	○第3回いじめアンケートの実施・集計 ○第4回いじめ防止委員会 ○第3回学校運営協議会 ○ホームルーム活動（いじめを考える・振り返り）	
3月	○いじめ防止の取組に関する年間評価 ○第5回いじめ防止委員会 ○次年度学校いじめ防止基本方針完成	
随時	○生徒指導上の情報交換 ○いじめに関する研修内容等の伝達 ○登校指導（生徒観察）	